



TPP と開発途上国

東 久 雄

日本国内において TPP (Trans-Pacific Partnership) 協定は、もっぱら農業との関係で議論される傾向が強いが、もう少し視点を広げてグローバルな貿易体制との関連を見てみる必要があるのではないだろうか。

現在の一般的な国際貿易ルールは WTO (World Trade Organization) 協定であり、FTA (Free Trade Area) ないし RTA (Regional Trade Area) はこの中で位置付けられている。すなわち、WTO 協定の「もの」と「サービス」の協定において自由貿易地域 (FTA) の規定を設け、さらにそのための中間協定を妨げないとしている。それも完全な自由ではなく、10%まで対象外とする例外が認められ、中間協定は 10 年程度とすることが認められている。そして、ほとんどの FTA はこのルールを踏まえ、WTO に通報されている（参考参照）。この意味で FTA は、グローバル化を補完するものとして捕らえられるが、この FTA ないし RTA の動きは、政治的な配慮から地域主義、ブロック主義に傾斜して行く可能性があり、当事者は世界貿易体制への影響を十分考慮すべきであると考える。特に FTA で開発途上国に圧力をかけ、先進国が自国のための市場拡大を図ろうとする動きは慎まれるべきであろう。

AZUMA Hisao: Trans-Pacific Partnership (TPP) and Developing Countries

TPP はこの FTA の一種で、それを 2 国間ではなく地域に広げたもので、RTA の性格を有するものである。現在の TPP は通称「P4」と称せられ、2006 年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ間で締結されており、「もの」の関税に関しては原則として即時または段階的に撤廃するとともに、サービス貿易、人の移動の自由化を進め、さらに政府調達、競争政策、知的財産権等の政策を統一するという包括的な協定となっている。また、この協定は APEC (アジア太平洋経済協力) 加盟国に参加が開放されているものであったが、協定が現在の WTO 協定以上に相当の貿易自由化を求めるものであるため、それぞれの利害を調整することの困難さが意識され、あまり他の APEC 諸国の関心を引くものではなかった。

これに対し、米国がオーストラリア、ペルーを誘って加入を表明し、一挙に注目を浴びることとなった。米国は、関税・サービス等現在の P4 に加えて投資、環境、労働問題も含む広範な分野に関して交渉することを求め、P4 の性質を大幅に変える抜本的な交渉を行うことが確認された。この、「船に乗り遅れまい」としてベトナム、マレーシアが参加を表明し、現在は 9 カ国によって交渉が行われている。交渉参加中の 9 カ国の中では米国が突出した立場にあり、それにオーストラリア、ニュージーランドが追従するような動

きとなり、米国のペースで交渉が進んでいるようである。

「もの」の交渉では、現在の4ヵ国のTPPではすべての「もの」の関税を“0”とすることとしているが、米国は個別国との既存のFTAを変更する意向はなく、まだFTAのない参加国とのみFTAを交渉し、それぞれの国同士のFTAを束ねる方式を提唱しており、現在はとりあえずその方向を探りつつ、すべての国に共通のものとするか否かは、今後の検討事項としている。

米国の個別FTAは、議会の掣肘を受けて米国国内業界の意向を反映し、相当の例外を含んですべての「もの」の関税を“0”とするものとはなっていない。さらに米国は、織維業界の意向を受け、一部のFTAにおいて、布の原産国が当該国でないものは低率関税の対象としないとの原産地規則の例外を設けており、ベトナム、マレーシア等とのFTA交渉でも同じ条項を求めているとされている。さらには原産地規則協定自体の中にこれに類した規定を入れることも目指しかねない状況である。これは分業化されつつあるアジア経済圏を分断することにつながりかねない。例えば東南アジア各国の縫製業は、ほとんど中国産の布を使用しているが、これがTPP関税の適用外となりかねない。電気製品でも原産国規則いかんでは、その部品生産国がTPP加入国でない場合（韓国が不参加の意向を示している）に問題となろう。

「サービス」分野に関しても、現在のWTOで開発途上国に認められているような例外は認めず、すべて共通した自由化を求めて行く状況で、特に開発途上国の金融サービスに大きな制約がかかる可能性がある。他方、米国は人の移動に関して、自国の移民法規を

変更する意向はないようである。

さらに、種々の貿易関連規則に関しても、WTO以上のものを求め、また途上国としての例外を認めない方向になりつつある。特許等知的所有権に関しては、WTO以上の保護期間を求め、また、強制するための罰則を求める一方、自国産業のために試験データの公表期限を拡大しようとしている。投資に関しては、自由化と併せて企業が投資先国政府を相手に直接訴訟を提起できることを求めてい るようである。また、政府調達に関しては、その対象事業の金額の大幅引き下げを求め、地方公共団体、政府関連企業をも対象とすることを一般原則にしようとしているようである。これは自国企業優先が主流の開発途上国には厳しいこととなる。マレーシアのマレー優先主義（ブミプトラ政策）、多数の国営企業を有するベトナムの対応が注目される。SPS（検疫・衛生規則）に関しても、米国の提案は「科学的根拠」、「予防原則の排除」等であるが、この適用に関し、厳しい対応を求める意向であると伝えられている。これはGMO（遺伝子組み換え作物）の表示、食品安全基準に影響を与えかねない。

さらに米国は、現在のWTO協定にはない労働、環境に関する規則を提案する構えであり、また、国家企業の行動規制を求める構えである。労働に関しては、ILOの重要規則の遵守を中心としたものではあるが、その中には国によって留保しているものがあり、組合結成の自由、若年労働の規制等途上国的一部、特にベトナムには厳しいものがある。環境に関しては、米国企業が国内で求められているものと同等の環境基準の遵守を求める声があり、さらに環境機材の“0”関税を求めることも検討されているようである。

国営企業に関しては、私企業との平等取り扱い、その行動の透明性を求めるとしており、途上国にとっては厳しいこととなる。他方、日本、EU、中国をはじめ、対米輸出国が問題にしているアンチ・ダンピングに関しては、全く交渉する意思がないようである。

このような方向で交渉がまとまって行った場合、また「もの」の2国間交渉での米国の厳しい対応が現実化して行った場合、TPPが目指すAPEC加盟各国への拡大という意図に反して、加盟が難しい開発途上国が続出するのではないかと思われる。中国はもちろん韓国、カンボジア、ミャンマー等の加盟は大変厳しいこととなる。さらに、現在交渉に参加しているマレーシア、ベトナムさえ外れざるを得なくなるのではないだろうか。また、現在のTPP交渉の中身は、中国が受け入れがたいものを多く含んでおり、反発を強めて行く可能性がある。中国はそれに対抗するように、ASEANプラス3（日本、中国、韓国）による貿易協定を推進して行こうとするのではないだろうか。その際のアジア各国の対応はどうなるのであろうか。米国はASEANプラス3ないし6（プラス3にオーストラリア、ニュージーランド、インドを加えるという日本の提案）に対抗しようとしてTPPを提案し、米国を含むAPEC全体を1つの通商圏としようとしたその意図に反して、ASEANプラス3を推進してしまい、環太平洋経済圏を2分してしまいかねない状況になっているのではないだろうか。TPPは米国、中南米、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポールの商圏を生み出すものに過ぎなくならないだろうか。

今後のTPP交渉は、現在の参加国の状況から見て、当面米国主導の下に進められるの

ではないかと思われる。このTPPが、閉鎖的にならぬよう、またブロック化の動きとならないよう慎重な検討が求められよう。その際の可能な方式として、大胆に考えれば次のような方式となることが現実的であり、グローバルな貿易拡大につながって行くのではないかと思われる。

1つは「もの」と「サービス」に関し、米国の主張どおり、それぞれの2国間のFTAを束ねる形を採りつつ、一定の例外を認めて行くこととしてはどうかと考える。この部分だけをWTO上の個々のFTAとして報告することが可能で、その際の例外扱い等が、個々のFTAごとに算定できることとなる。

次に、関税・サービス分野以外についてはルールの原則を定め、各國には一定期間そこからの乖離を認める方式が考えられる。また、特に後発開発途上国（カンボジア、ミャンマー、ラオス等）には、適用例外を認めつつ、加盟国から、これらの国のルール実施努力に関する支援を盛り込むことも必要であろう。

TPP自身が、このようなフレキシブルなものとなることによって、より生かされて行くこととなろう。ただし、こうしてTPPが目指すAPEC諸国総てを対象とすることができたとしても、APEC諸国内のみの貿易促進となりかねないことを考慮すべきであろう。現在伸びて行こうとするアフリカ諸国はアジア・太平洋市場から締め出されかねない。インド、パキスタン、スリランカ等がAPECメンバーとなった場合はなおさらである。やはり、TPPの成果は現在進行中のドーハ・ラウンドを通じて、WTOに反映され、世界共通ルールとする方向を取るべきで、そのような方向を視野に入れて、WTOでも合意可能かつ現実的なものを求めて行く必要があろ

う。さらに、WTO に通知された段階で速やかにその内容を加盟国間で審査し、貿易のブロック化を阻止することを考えるべきであろう。

(参考)

FTA の WTO 上の取り扱い

1947 年に GATT が締結された際、すでに地域的な関税協定が存在していたため、それと GATT のグローバルな性格との関係を明確化しておく必要があったことから、GATT24 条の規定が設けられた。ウルグアイ・ラウンドの結果、WTO としてサービスの分野も規定することとなり、「もの」の貿易を規定する GATT に加え、「サービス」に関する GATS（サービスの貿易に関する一般協定）が設けられた。その際、GATS 5 条として同じ制度が定められた。

GATT24 条は、自由貿易地域の規定を設け、さらにその設定のための中間協定を妨げるものではないと規定し、いわゆる FTA 協定を認めている。しかし、当事国は直ちに WTO に通告し、その情報を提供する義務があり、他の加盟国は当事国と協議し、問題があれば勧告し、当事国が従えない時は、その協定が実施できないこととなる。また、自由貿易地域は、関税その他の制限的通商規則をその地域間の「実質上のすべての貿易」(substantially all the trade) について廃止することが求められている。この「実質上」と

いう意味は必ずしも明確ではないが、全貿易の 90% 以上（例外 10% 以内）と解されている。さらに 24 条は、移行のための中間協定を認めており、その実施期間は 10 年以内と解されている。なお、承認という形を条文上必ずしも求められているわけではないと理解されている。

さらに開発途上国の FTA に関し、1971 年に GATT に付加された第四部「貿易及び開発」の条項を援用される傾向にある。第四部は、当時 UNCTAD（国連貿易開発会議）を中心として開発途上国が、世界貿易の拡大から取り残されると主張し、特別扱いを求めたのに応じて設けられたものである。この中で、GATT 上関税の無差別適用の例外を開発途上国に向けた特恵関税として認められたものである。これに基づき、わが国を含む先進各國は、総ての開発途上国に向けて特恵関税制度を設けたが、EU はこれを活用して、旧植民地各國とロメ協定を結び、それらの国に対してのみの特恵関税を設け、先進国と開発途上国間の FTA を含む地域関税協定的なものの先例を示すこととなった。さらに GATT のこの条項を使えば、開発途上国間では、GATT24 条に拘ることなく FTA の締結が可能であると解され、MERCOSUR（南米南部共同市場）、AFTA（ASEAN 自由貿易協定）等の協定が締結されて行くこととなった。

（社団法人国際農林業協働協会 顧問）